

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2005.99	<p><b>5. サクサクした軽いスナック</b></p> <p><u>本品は、円形で、ひよこ豆の粉27%、米粉26%、青えんどう20%、ばれいしょでん粉、黒豆10%、とうもろこし粉及び塩から成る。</u></p> <p><u>本品は、ひよこ豆のマイクロペレット（ひよこ豆の粉、米粉、とうもろこし粉、ばれいしょでん粉及び塩から成る。）並びにえんどう及び豆の欠片を押し出すことで得られる。</u></p> <p><u>マイクロペレット並びにえんどう及び豆の欠片は、水で湿らせ、型に押し込まれた後に熱と圧力で、「加熱調理／膨化」される。完成品内に、えんどう及び豆の欠片を視認することができる。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 		(新 規)
2106.90	<p><b>46. 飲料製造用の調製品</b></p> <p><u>本品は、粘性の高い液体で、濃縮オレンジジュース（5.89倍濃縮）（重量比71.3%）、くえん酸（重量比7%）、ビタミンC（重量比1.4%）、天然オレンジ香味料（重量比0.65%）及び水から作られる。添加されたビタミンC及び天然オレンジ香味</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><b>2106.90</b></p>	<p>料の量は、濃縮した天然のオレンジジュースに含まれる量の数倍になる。</p> <p>最終的に飲料として供するために、本品は水で約40倍に希釈され、その後高果糖コーンシロップ及び甘味料と混合される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p><b>47. 飲料製造用の調製品</b></p> <p>本品は、粘性の高い液体で、濃縮果汁（オレンジ：5.89倍濃縮、レモン：7.05倍濃縮、りんご：6.40倍濃縮、パイナップル：4.51倍濃縮、バナナ：3.39倍濃縮、キウイ：5.96倍濃縮及びパッションフルーツ：3.73倍濃縮）（重量比73.31%）、くえん酸（重量比2.1%）、ビタミンE（重量比0.08%）を含むビタミン混合物（重量比1.8%）、天然オレンジ香味料（重量比0.49%）及び水から作られる。添加されたビタミンE及び天然オレンジ香味料の量は、この果実の成分を有する濃縮した天然果汁に含まれる量の数倍になる。</p> <p>最終的に飲料として供するために、本品は水で約40倍に希釈され、その後高果糖コーンシロップ及び甘味料と混合される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>		<p>（新 規）</p>
<p><b>2309.90</b></p>	<p><b>11. 飼料用の調製品</b></p> <p>本品は、粒状の完全飼料であり、鶏の飼養に使用される。本品は、とうもろこし、小麦、大豆油かす、ひまわり油かす、ライ小麦、製粉副産物の混合物、えんどう豆、小麦ふすま、大豆油、炭酸カルシウム、ビールかす、りん酸二カルシウム、塩化</p>		<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>2309.90</u></p>	<p><u>ナトリウム、重炭酸ナトリウム、栄養添加剤（ビタミン及び微量元素）、畜産添加物及びコクシジウム症薬（モネンシンナトリウム、120mg/kg）から成り、25キログラムの袋入りにしたものである。</u></p> <p><u>本品は、通常、鶏に対して初日から自由に使用することができ、その後の体重増加やコクシジウム症薬の必要性に応じて、6～12週間継続される。休薬期間は屠殺の1日前である。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> <p><u>2309.90/12、2309.90/13及び3004.90/9 参照</u></p> <p><b>12. 飼料用の調製品</b></p> <p><u>本品は、粉末状の添加剤のプレミックスであり、鶏の飼養に使用される。本品は、低たんぱく質大豆ミール（992.5g/kg）、コクシジウム症薬（ジクラズリル、5g/kg）及び加工助剤（2.5g/kg）から成り、20キログラムの袋入りにしたものである。</u></p> <p><u>本品は、コクシジウム症予防の目的で用いられ、飼料1トン当たり200グラムの投与量で飼料に混ぜなければならない。本品は、16週齢までの鶏に対して推奨され、休薬期間は不要である。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> <p><u>2309.90/11、2309.90/13及び3004.90/9 参照</u></p>		<p>(新 規)</p>
<p><u>2309.90</u></p>	<p><b>13. 飼料用の調製品</b></p> <p><u>本品は、粉末状の添加剤のプレミックスであり、鶏、七面鳥、ほろほろ鳥、うさぎ及びきじの飼養に使用される。本品は、小麦粉（700g/kg）、炭酸カルシウム（280g/kg）、でん粉（15g</u></p>		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

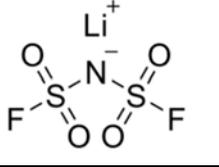
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>2607.00</u></p>	<p><u>／kg）及びコクシジウム症薬（ジクラズリル、5 g／kg）から成り、20又は25キログラムの袋入りにしたものである。</u></p> <p><u>本品は、コクシジウム症予防の目的で用いられ、飼料1トン当たり160～240グラムの投与量で飼料に混ぜなければならず、16週齢までの鶏及び12週齢までの七面鳥に対して推奨される。休薬期間はうさぎを除いて不要であり、うさぎについては屠殺の1日前である。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> <p><u>2309.90／11、2309.90／12及び3004.90／9 参照</u></p> <p><b>1. 精鋳</b></p> <p><u>本品は、粉末状で、主に方鉛鋳（galena）（硫化鉛（Ⅱ））及び輝銀鋳（argentite）（硫化銀）を含有する。精鋳中の鉛の含有量は57.11%（重量比）、銀の含有量は0.97%（重量比）である。本品は、鉛及び銀の抽出に使用される。本品は、鋳石の価値のない部分と鉛及び銀の鋳物種を分離する冶（や）金工程（浮遊選鋳）によって鋳石から得られるものであり、当該工程は、鋳物種の化学的組成を変化させるものではない。</u></p> <p><u>通則1及び3（b）を適用</u></p>		<p>（新 規）</p>
<p><u>2853.90</u></p>	<p><b>1. リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド</b></p> <p><u>本品は、白色粉末で、リチウムイオン電池の製造に使用される。本品は、リチウム陽イオン（Li<sup>+</sup>）及びビス（フルオロスルホニル）イミド陰イオン（[N(SO<sub>2</sub>)<sub>2</sub>F<sub>2</sub>]<sup>-</sup>）により構成される単純なイオン性化合物と扱われるべきである。CAS RNは171611-11-3である。下記化学構造参照。</u></p>		<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<div style="text-align: center;">  </div> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><b>3004. 90</b>      <b>9. 子羊及び子牛におけるコクシジウム症の臨床徴候を予防</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>3003. 20</b></p> <p><b>1. 動物用飼料に使用する調製品</b></p> <p>本品は、<i>Eimeria spp.</i>（アイメリア種）が原因で生じるブロイラー（鶏）のコクシジウム病を予防するための調製品である。本品は、マデュラマイシン・アンモニウム（マデュラマイシンのアンモニウム塩）（0.75%）、ニカルバジン（8%）（活性成分）及びコーンコブ（担体）からなる流動性のある粉末の形状で提示される。25kg の袋入りで、飼料 1 トン当たり 500g の投与量で飼料に混ぜなければならない。</p> <p style="text-align: center;">通則 1 及び 6 を適用</p> <p style="text-align: center;"><b>3003. 20</b></p> <p><b>2. 動物用飼料に使用する調製品</b></p> <p>本品は、<i>Eimeria spp.</i>（アイメリア種）が原因で生じるブロイラー（鶏）のコクシジウム病を予防及び抑制するための調製品である。ロベニジン塩酸塩（10%）（活性成分）及び炭酸カルシウム（担体）からなる、白色～わずかに灰色かかった白色の粉末の形状で提示される。25kg の袋入りで、飼料 1 トン当たり 350～500g の投与量で飼料に混ぜなければならない。</p> <p style="text-align: center;">通則 1 及び 6 を適用</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p><b>するための調製品</b></p> <p>本品は、<u>経口懸濁液であり、コクシジウム症薬（ジクラズリル、2.5mg/ml）並びに賦形剤であるパラ－ヒドロキシ安息香酸メチル、パラ－ヒドロキシ安息香酸プロピル、微結晶セルロース、カルボキシメチルセルロース（carmellose sodium）、ポリソルベート20、水酸化ナトリウム及び精製水から成る。本品は、200ミリリットル、1リットル、2.5リットル又は5リットルの容器入りにしたもので、再包装されることなく使用者へ直接販売される。</u></p> <p>本品は、<u>獣医学用医薬品であり、ドレンチング装置を用いて体重1キログラムあたり1ミリigramのジクラズリルを1回で経口投与する必要がある。本品の使用方法は、製品の包装に記載されている。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u>  <u>2309.90/11、2309.90/12及び2309.90/13 参照</u></p>		
<u>3602.00</u>	<p><b>5. 多孔質粒状硝酸アンモニウム</b></p> <p>本品は、<u>鉱山や採石場で使用される爆薬の製造工程で用いられる。サンプルの分析結果によると、本品は、硝酸アンモニウム（96%）、炭酸カルシウム又は炭酸マグネシウム（0.0096%）、硫酸塩（0.14%）、塩化物（0.025%）及び有機物（1.5%）を含んでおり、pHは6.03である。</u></p> <p><u>通則1を適用</u></p>		(新 規)
<u>3602.00</u>	<p><b>6. 多孔質粒状硝酸アンモニウム</b></p> <p>本品は、<u>鉱山や採石場で使用される爆薬の製造工程で用い</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

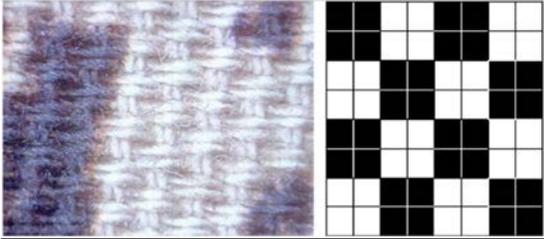
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3602.00</u>	<p>られる。サンプルの分析結果によると、本品は、<u>硝酸アンモニウム（96％）、炭酸カルシウム又は炭酸マグネシウム（0.01024％）、硫酸塩（0.12％）、塩化物（0.014％）及び有機物（0.9％）</u>を含んでおり、pHは5.76である。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> <p><b>7. 多孔質粒状硝酸アンモニウム</b></p> <p>本品は、<u>鉱山や採石場で使用される爆薬の製造工程で用いられる。サンプルの分析結果によると、本品は、硝酸アンモニウム（98％）、炭酸カルシウム又は炭酸マグネシウム（0.0064％）、硫酸塩（0.16％）、塩化物（0.028％）及び有機物（1.3％）</u>を含んでおり、pHは5.62である。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>		(新 規)
3926.40	<p><b>1. プラスチック製の装飾品</b></p> <p>(省 略)</p> <p>9505.10／1、<u>9505.10／2</u>、9505.10／3 及び9505.10／4 参照</p> <p>(省 略)</p>	3926.40	<p><b>1. プラスチック製の装飾品</b></p> <p>(同 左)</p> <p>9505.10／1、9505.10／3 及び9505.10／4 参照</p> <p>(同 左)</p>
<u>4407.91</u>	<p><b>1. 両面を縦にひいたオークの板（<u>縁を処理していないもの</u>）</b></p> <p>本品は、<u>かんながけ又はやすりがけされておらず、縁に樹皮の痕が残っている。</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>5208.59</u></p>	<p><u>製品寸法：厚さ25～60ミリメートル、最大長さ3,500ミリメートル、最大幅350ミリメートル</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><b>1. なせんした綿織物</b></p> <p><u>本品（1平方メートルにつき180グラム）は、2×2織り（例えば、パナマ織り及びバスケット織り）で、2本のたて糸が交互に2本のよこ糸の上下を通過する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>A</u>                      <u>B</u></p> <p><u>A－サンプル画像</u></p> <p><u>B－製織パターンの図式</u></p>		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>7116. 20</u></p>	<p><u>2. プレスレット</u></p> <p><u>本品は、2本のなめらかな革製のストラップ、1本の組んだ革製のストラップ及び卑金属製の二連の留金から成るものである。バンドの一つには卑金属製の装飾要素を有する。留金の内側には、約1ミリメートルの合成宝石（ジルコニア）が付いている（着用しているときは視認することができない）。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 		<p>(新 規)</p>
<p><u>7314. 41</u></p>	<p><u>1. 金網</u></p> <p><u>本品は、直径約4ミリメートルの硬性亜鉛めっき鋼線から成る物品である。亜鉛めっき工程では、溶融した95%の亜鉛及び5%のアルミニウムから成る合金浴に線を浸漬する。線はジグザグ状に織り込まれ、約102ミリメートル×177ミリメートルのダイヤモンド形の開口部を形成する。端部は、メッシュ構造の一体性を維持するため確実に結び付けられている。金網の最小引張り強さは1,770ニュートン/平方ミリメートルである。</u></p> <p><u>通則1（第15部注5（a）及び注6）及び6を適用</u></p>		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>7326. 20</u></p>	<div data-bbox="584 276 904 603" data-label="Image"> </div> <p><u>3. 鳥かご</u></p> <p><u>本品は、鉄線製の側面及びプラスチック製の底部から成り、プラスチック製のトレイ及び2つの餌入れが付いたものである。</u></p> <p><u>通則 1、3（b）及び6を適用</u></p> <div data-bbox="589 970 898 1318" data-label="Image"> </div>		<p>(新 規)</p>
<p><u>8412. 90</u></p>	<p><u>1. 未塗装の風力タービンブレード</u></p>		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8422. 30	<p><u>本品は、主に炭素繊維及びガラス繊維から成る。塗装後に、ブレードは風力タービンのスピナーハブに取り付けられる。</u></p> <p><u>通則 1（第16部注 2（b））及び 6 を適用</u></p> <p><b>1. ハードカプセル充てん機</b></p>		(新 規)
8543. 40	<p><u>本品は、医薬品又は栄養補助食品の原材料を、経口摂取可能なハードカプセルに自動的又は半自動的に充てんするよう設計されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><b>2. 加熱コイル内蔵の電子たばこ用ポッド</b></p>		(新 規)
8543. 90	<p><u>本品は、気化機能を備え、電子たばことともに使用するよう設計されている。本品は、マウスピース、トップフィル方式、e-liquid視認用の透明な窓及び磁気接続を備えている。e-liquidは含まれない。</u></p> <p><u>通則 1、2（a）及び 6 を適用</u></p> <p><u>8543. 90 / 1 参照</u></p> <p><b>1. 加熱コイルを有しない電子たばこ用カートリッジ</b></p>		(新 規)
8705. 40	<p><u>本品は、電子たばことともに使用するよう設計されている。本品は、マウスピース、トップフィル方式、e-liquid視認用の透明な窓を備えている。e-liquidは含まれない。</u></p> <p><u>通則 1（第16部注 2（b））及び 6 を適用</u></p> <p><u>8543. 40 / 2 参照</u></p> <p><b>1. 自己積載機能付きコンクリートミキサーローリー</b></p>	8705. 40	1. <u>自走式</u> コンクリートミキサーローリー

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><b>8705. 40</b></p>	<p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b><u>2. 自己積載機能付きコンクリートミキサーローリー</u></b></p> <p>本品は、キャビン及び自動車のシャシで構成され、作業機器が恒久的に取り付けられている。キャビン及び自動車のシャシには、内燃機関、マニュアルギアボックス、4 輪、ステアリング及びブレーキ設備が装備されている。作業機器は、コンクリート混合ドラム、リフティングアームに固定されたローディングバケット及びアンローディングシュートから成る。本品は、最高速度が時速30キロメートルで、建設現場においてコンクリート及びモルタルを調合し、輸送し及び荷卸しするように設計されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div style="text-align: center;">  </div>		<p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>
<p><b>8716. 40</b></p>	<p><b><u>1. セミトレーラー</u></b></p> <p>本品は、移動映画館として使用するために特に改装されたもので、全長14メートル、全高4.4メートルである。</p> <p><u>観客用座席100席、投影スクリーン、空調設備、電気設備（配</u></p>		<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>線、ソケット、スイッチ、遮断器等)といった様々な固定設備から成る。</p> <p>本品にはスピーカー及びビデオプロジェクターも含まれる。スピーカーはセミトレーラーの内壁にねじで取り付けられる。ビデオプロジェクターは、表面に直接ねじ止めされたベースプラットフォームに取り付けられる。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>		
<b>9304.00</b>	<p><b>1. エアソフトガン</b></p> <p>本品は、主にアルミニウムと鋼から成る。本品は、バッテリー駆動式電動機によって、ばねを圧縮し、6 ミリメートルのプラスチック製小弾丸を発射するために必要な空気圧を発生させる。</p> <p>通則 1 を適用</p>		(新 規)
<b>9505.10</b>	<p><b>1. サンタクロースの形をしたプラスチック製の祝祭用品</b></p> <p>(省 略)</p> <p>3926.40 / 1、9505.10 / 2、9505.10 / 3 及び 9505.10 / 4 参照</p> <p>(省 略)</p>	<b>9505.10</b>	<p><b>1. サンタクロースの形をしたプラスチック製の祝祭用品</b></p> <p>(同 左)</p> <p>3926.40 / 1、9505.10 / 3 及び 9505.10 / 4 参照</p> <p>(同 左)</p>
<b>9505.10</b>	<p><b>2. ペンギンの形をしたプラスチック製のクリスマス用品</b></p> <p>本品は、装飾品として使用するよう設計されたもので、高さは約 7 センチメートルである。ペンギンは、赤い帽子をかぶ</p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>り、<u>白い星又は雪の結晶が描かれた赤いマフラーを身に付けており、手にはプレゼントを持っている。ペンギンの頭はスノードームの中に入っている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>3926.40 / 1、9505.10 / 1、9505.10 / 3 及び 9505.10 / 4</u>  <u>参照</u></p> 		
9505.10	<p><b>3. 星の形をしたクリスマス用品</b></p> <p>(省 略)</p> <p>3926.40 / 1、9505.10 / 1、<u>9505.10 / 2</u> 及び 9505.10 / 4  参照</p> <p>(省 略)</p>	9505.10	<p><b>3. 星の形をしたクリスマス用品</b></p> <p>(同 左)</p> <p>3926.40 / 1、9505.10 / 1 及び 9505.10 / 4 参照</p> <p>(同 左)</p>
9505.10	<p><b>4. 木製のクリスマス用品</b></p> <p>(省 略)</p>	9505.10	<p><b>4. 木製のクリスマス用品</b></p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>3926.40／1、9505.10／1、<u>9505.10／2</u>及び9505.10／3 参照</p> <p>(省 略)</p>		<p>3926.40／1、9505.10／1及び9505.10／3 参照</p> <p>(同 左)</p>